

沿岸広域振興局長告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年7月10日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 106号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市藤原三丁目106番32地先から松山第7地割2番56地先まで	新	m 167.2~14.0	m 3,924.0
	旧	167.9~14.0	3,856.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 令和2年7月10日から同年8月10日まで